

此水小瓶仕度生々世々切至至極難有在在の正心用多  
中中者者不顧不顧之法は此免也願上心也

天明七年六月十七日

松町十三丁目  
家々々々商店

甚々清々

伊奈守九傳の孫

伊波守中孫

○天明八年申年六月十日

細川守

在々當時此用々御家お宗々祖父執中守好言々々相  
送々送々此用向勅御代内之々々々々々々々々々

伊波守々々伊波守

思々出用々伊波守

其辭々々及此沙法は此也

於此由出院縁類を中列産備後守上段

越中 富山 反魂丹

- 一 才仁聖也
- 一 國政と何々々々
- 一 世々々々風象と也
- 一 賞罰と也
- 一 精忠の義士と也
- 一 所由邪偽と退け

此印切能あけて々々々々々々々々々々々々々々々々々々

振々業々性古傳元の頃平相國清盛の嫡男山根内府重盛也

の事故有て予の先祖に相傳ひ秘法として其の代に秘法を  
の妙業之秘法は近年世より約數類業多く賣出、神田  
橋邊より田沼氏といふ令者板抄を抄し、予の代に約數七  
星の目録と有、大隆成見世と推し、虎糖のときも代も  
大糖並に置諸病の療治と後合といふも元來傳知れぬ  
業程をど集て調合の業也、一旦切あるといふも後同毒  
強りて年成多きに随ひておのつゝ病多しなり、其上業  
代といふも多くの金水と絞り取らるる中、終に肉體して  
身破滅とあり、人多し、こよ中谷氏之る曰く、何某といふ  
人元來、秘法は信して明書用らる、一旦壯健の身と

成といふは秘法氣を何ていふも何となく秘法とて、め日増に  
疲れおろろ、くは皮骨のみあり、悲かる世の人、秘法を  
用て却て病多しなり、人を救ふ事、いふ事、是を身する、不忠  
け、秘法を秘法世より施し、万人の慈を除事化す  
か、秘法は良業、神具の事、妙業といふ、魂をかく、ま  
即切何り、石河何某の種生も偏よけ、妙業の爲あり、ま、秘法  
外田沼氏より、予の記居進退のふ自由、九死一生の人、け  
及魂丹の業方、予の生道、一、徳園の身と成、一人、養をてかそ  
へ、予の秘法は、秘法を何り、た、記、秘法、通、善生、お、い、り  
あ、く、用、い、る、秘、法、虚、弱、の、人、秘、法、三、本、は、健、の、身、と、あり、ん

事疑ハ何

禁物

馬

一撞門 一猪猪 一猪猪 一運上 一掃帚 一無蓋

一私欲 一押飲 一信帖 一担簀 一信長

右ノ通忌也一但私舞ハ能御用也

喰テ能取

一文道 一武藝 一忠孝 一精忠 一儉素

一軍學 一良辰

右ノ外毒成テ一トモハ合食ス

本家調合所

取込所

京都八丁堀

白川屋仁三郎

名古屋意三郎

同日

常陸屋水右衛門

○大坂出守奉行武友市之進方為誠心參侍有之也

毎月九日通致事他侍之由之里參致

男

朔日 右九 二日 右九 三日 右十 四日 右十 五日 右九 六日 右九 七日 右八 八日 右八

女

朔日 右八 二日 右九 三日 右十 四日 右十 五日 右九 六日 右九 七日 右八

右ノ通毎月朔日ハ八日迄参之里ハ居諸病ニ非州之由ニ至病

長壽ノ事右参侍之由年ニ百ハ歳ニ成若侍之由稀也

河内國石川郡古市村  
百姓仁右衛門改名

了清  
百八歳

右ノ者耳眼齒之由代々百二十歳位ノ事之由